

会計情報と財務報告の信頼性

経営情報実務学科 藤本 孝一郎

はじめに

企業会計審議会は平成17年に、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案（以下、基準案）を公開した。近年の証券取引法上のディスクロージャーをめぐる不適正な事例の頻発を受けてのものであった。基準案には多くの意義・特徴があるが、会計情報の提供にあたって基盤となる情報処理機器・技術に着目している。財務報告プロセスに重要な影響を及ぼすIT環境への対応及びITの利用及び統制の重要性を指摘している。本稿では、このような基準案の特徴を概観し、その意義を特に会計情報としての財務報告との観点から検討した。

1. 基準案の構成と意義

1.1 基準案の構成

基準案は、「Ⅰ内部統制の基本的枠組み」「Ⅱ財務報告に係る内部統制の評価及び報告」「Ⅲ財務報告に係る内部統制の監査」の3部から構成されている。

「Ⅰ内部統制の基本的枠組み」は、経営者が整備・運用する役割と責任を有している内部統制それ自体についての定義、概念的な枠組みを示しており、「Ⅱ財務報告に係る内部統制の評価及び報告」「Ⅲ財務報告に係る内部統制の監査」はそれぞれ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価及び公認会計士等による監査の基準についての考え方を示している。

1.2 内部統制の意義

基準案での内部統制の定義は次のようである。基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう。また統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（以下、監視活動の略）及びIT（以下、情報技術の略）への対応の6つの基本的要素から構成されている。

2. 内部統制の基本的要素

基準案における内部統制の構成要素について概略を示す。

○統制環境

組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎となるものをいう。

○リスクの評価と対応

組織の目標の達成に影響を与えるすべてのリスクを識別、分析及び評価することによって、当該リスクへの対応を行う一連のプロセスをいう。

○統制活動

経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。

○情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が組織や関係者相互間に、適切に伝えられることを確保することをいう。

○モニタリング

内部統制の有効性を継続的に監視及び評価するプロセスをいう。

○ITの利用

内部統制の他の基本的要素が有効かつ効率的に機能するために、業務に組み込まれている一連のITを活用することをいう。

なお本基準案において経営者とは、代表取締役、代表執行役などの執行機関の代表者を想定している。経営者は、「内部統制報告書」を作成し、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を記載することになる。

3. 財務報告の信頼性と会計情報

3.1 財務報告の信頼性と内部統制システム

基準案では、財務情報との関連で内部統制の意義が明確になっている。主として財務情報の報告との関連で、基準の立場を検討する。

統制環境との関連では、財務報告の内容に影響を及ぼす可能性のある方針及び手続が、経営者の意向どおりに実行されていることを確保する方策が必要となる。そこで明確な職

務の分掌，内部牽制，並びに継続記録の維持及び適時の実地検査等の例のような物理的な資産管理の活動等を整備し，これを組織内の各レベルで適切に分析及び監視していくことが重要になる。

リスクとの対応に当たっては，評価されたリスクについて，その回避，受容，低減又は移転等，適切な対応を選択することになる。

例えば，新製品の開発，新規事業の立ち上げ等に伴って生ずるリスクや主力製品の返品及び補修等に係るリスクは，内部統制の目的のうち，業務の有効性及び効率性にも関連するものではあるが，会計上の見積り及び予測等，結果として，財務報告上の数値に直接的な影響を及ぼす場合が多い。したがって，これらのリスクが財務報告の信頼性を確保していくため，財務報告に及ぼす影響等を適切に識別，評価し，必要な対応を選択していくことが重要になる。

統制活動との関連では，財務報告の内容に影響を及ぼす可能性のある方針及び手続が，経営者の意向どおりに実行されていることを確保する必要がある。明確な職務の分掌，内部牽制，並びに継続記録の維持及び適時の実地検査等の物理的な資産管理の活動等を整備し，このような例を組織内の各レベルで適切にレビュー及び監視していくこと等が重要になる。

情報と伝達における財務報告の信頼性についての方策には次のような例が考えられる。情報については，財務報告の中核をなす会計情報につき，経済活動を適切に，認識，測定し，会計処理するための一連の会計システムを構築することである。伝達については，かかる会計情報を適時かつ適切に，組織内外の関係者に報告するシステムを確保することが挙げられる。

モニタリングとの関係では財務報告の信頼性を確保するための次のような例があげられている。日常的モニタリングとして，各業務部門において帳簿記録と実際の製造・在庫ないし販売数量等との照合を行うことや，定期的実施される棚卸手続において在庫の残高の正確性及び網羅性を関連業務担当者が監視することなどが挙げられる。またこの点での独立的評価として，企業内での監視機関である内部監査部門及び監査役ないし監査委員会等が，財務報告の一部ないし全体の信頼性を検証するために行う会計監査などが挙げられる。

I Tの利用は，内部統制の他の基本的要素が有効かつ効率的に機能するために，業務に組み込まれている一連のI Tを活用することをいう。今日の企業環境では財務報告の信頼

性にITを度外視することはできない。財務報告プロセスに重要な影響を及ぼすIT環境への対応及び財務報告プロセス自体に組み込まれたITの利用及び統制を適切に考慮することが重要である。基準案でも財務報告の信頼性を担保するために必要な内部統制の基本的要素を整備することを必要としている。例えば、統制活動について見ると、企業内全体にわたる情報処理システムが財務報告に係るデータを適切に収集し処理するプロセスとなっていることを確保すること、あるいは、各業務領域において利用されるコンピュータ等のデータが適切に収集、処理され、財務報告に反映されるプロセスとなっていることを確保すること等が挙げられる。

3.2 基準案の意義と会計情報

基準案ではITによる内部統制の重要性が強調され、さらに「リスクの評価と対応」「情報と伝達」「モニタリング」といった業務処理統制のシステムも要求されている。従来以上に業務プロセスの監視、記録保持システムの確立が求められている。このような状況に対応するために信頼性のある会計情報提供システムとしては「組織内の情報」の徹底した管理が不可欠と考えられる。「情報」の「発生」「伝達」、「意思決定」を常時業務フローとともに記録計算することが重要となっている。企業情報システムの中核となる会計情報の重要性がますます高まることを意味していると考えられる。

おわりに

平成16年3月期決算から、会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書が任意の制度として導入され、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能していたかの確認が求められている。具体的に内部統制をどのように整備し、運用するかについては、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできない。経営者をはじめとする組織構成者の全てが、内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るよう工夫していくべきものとする基準の基本的思考は至当である。

今後も、会計情報と内部統制を中心としたITシステムとの関わりについて、検討をすすめてゆきたい。

【参考文献】

[1] 企業会計審議会内部統制部会、2005、『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について』、金融庁。

- [2] 丸田起大, 2005, 『フィードフォワード・コントロールと管理会計』, 同文館出版。
- [3] あずさ監査法人, 2005, 『内部統制ガイドブック』, 東洋経済新報社。
- [4] 中央経済社 (編), 2002, 『会計法規集』, 中央経済社。他